



わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第46号
 2023年 新年号

▶ 巻頭言 謹賀新年	大森 剛 2
▶ 10周年を一里塚として	山田 庸男 3
▶ 東京事務所だより・京都事務所だより	林 友宏 4
	中世古裕之 4
▶ 近況報告	
・プロ野球界の光と影	犬飼 一博 6
・「隣人愛」の精神を忘れずに	岩田 和久 6
・カタールW杯に見るリスクとの付き合い方	渡部真樹子 7
▶ 新人弁護士紹介 セミナー紹介	森田 啓正 8
	深谷 祐 9
▶ 私を変えた、心に残った〇〇	
・我妻榮著「民法講義I 民法総則」 ～「民法講義V4 債権各論下巻一」	二宮 誠行 10
・夕暮れと海風と三線と	三好 吉安 11
▶ 思い出に残った事件	
・手さげかご②事件	大東 恭治 12
・勝てると豪語した事件	西村 勇作 13
▶ 超高齢社会と法律 その1	山田 庸男 14
▶ 改正法コーナー	久井 大輝 15
▶ 独禁コーナー	越知 覚子 16
▶ 知財コーナー	甲斐 一真 18
▶ 隣接土業紹介	20
▶ 税理士に聴く	座間 昭男 21
▶ 近時の注目判例	松久 僚成 22
▶ 健康一口メモ	小杉 圭右 24

謹賀新年



代表社員弁護士
大森 剛

波乱の幕開けを迎えて

新型コロナウイルスの感染拡大は完全には収束しておらず、この冬には第8波が来るのではないかと言われていますが、感染予防対策の徹底とワクチン接種の普及の効果なのか、かつてほどの脅威とは思われないようになっているようです。行動制限も相当緩和され、日常生活は、完全とまではいかないものの、ほぼ正常化しつつあります。

しかしながら、新型コロナウイルスの蔓延による景気の後退やウクライナ問題に起因する資源高騰等による物価上昇、さらには記録的な円安が国民生活に打撃を与えています。国や日銀は、現在の国内の経済状況からして、円安への対応として金利を上げるとは経済にさらなる大打撃をあたえるとの理由から金融緩和を続けていますが、これにより他の外国債券との金利差がさらに広がり、円売りによる円安がますます加速するという悪循環に陥っており、傍目には日本経済は八方塞がりの様相を呈しているようにも見えます。加えて新型コロナウイルス感染拡大により業績が悪化した企業を救うために行われたコロナ融資も順次返済が始まりつつあり、返済できない企業が次々と倒産するという事態となれば、日本は深刻な経済不況に突入するのではないかと強く危惧されます。

国外に目を向けると、プーチン大統領の横暴な主導により始まったロシアによるウクライナ侵攻は未だ続いており、先日ロシアはウクライナ東部の4州を併合すると宣言しました。当然ウクライナやアメリカをはじめとす

る西側諸国は、かかる併合を断じて容認しないとの姿勢を示してロシアを強く非難し、国連においても、かかる併合は無効である旨の決議案が、安全保障常任理事会ではロシアの拒否権発動により否決されたものの、国連総会では採択されました。しかしながら、現地での激しい戦闘はいまだ続き、日々尊い人命が失われており、出口が見えない状況にあります。日本も当然アメリカをはじめとする西側諸国に歩調を合わせてロシアを非難していますが、これによりロシアも日本に対して敵意を表しています。

また2022年10月には中国で共産党の全国代表会議が行われ、習近平総書記をトップとする三期目の最高指導部が発足しました。習近平は台湾統一に強い意欲を示し、武力行使も辞さないとの態度を鮮明にしています。これに対しアメリカは、中国による台湾侵攻が起これば、米軍が介入すると明言しており、そうとなれば、台湾も戦火の渦中に入ることとなります。そうとなると台湾と地理的に接し、沖縄をはじめとして国内に米軍基地を擁する日本としても、対岸の火事として片付けるわけにはいかなくなると思われます。

さらには、最近北朝鮮が頻繁に大陸弾道ミサイルを発射し、なかには日本の国土を通過したものとすらあります。これはグアム島にも届くミサイルを保有しているということ、アメリカに示し、非核化交渉を自国に有利に進めるためと分析されているようですが、これにより北朝鮮とアメリカの緊張は高まっています。

このように日本は国内では経済悪化の懸念、国外では

地理的にも近隣諸国と戦後初めて経験するかつてない緊張関係におかれており、まさに内憂外患の状況といえるでしょう。われわれ国民としては、もつと国際情勢に関心をもつて政治への参加意欲を高めるべきだと思います。

ただし、この状況をただ嘆いているだけでは何の解決にもならないと思います。経済を復活させ、国際社会における発言力を高めて、唯一の核被爆国であり平和主義と国際協調主義をうたう憲法をもつ日本として、世界に対して平和を呼びかけるという役割を果たしていくべきだと思います。1990年代初頭のバブル経済崩壊以降、失われた30年を過ごしてきたと言われる日本経済ですが、かつて日本は、官民挙げての努力により、第二次世界大戦の敗戦から見事に復興し、海外から「ジャパン・アズ・ナンバワン」と評されるほどの経済大国になることができました。そして日本には世界に誇れる歴史と文化があり、日本人は海外の人も賞賛する道徳心を持っています。国が経済政策を主導し、国民一人一人が日本の潜在能力を信じて、それぞれの持ち場で努力をすれば、必ずしや、経済は復活すると思いますし、世界が尊敬し、平和の大切さを説く言葉に耳を傾けてくれるような国になることができると思います。

「明日ありと思う心の仇桜、夜半に風の吹かぬものは」これは、親鸞聖人が詠んだ歌ですが、私達も、明日できることも今日中にやり遂げる精神で精進したいと思っています。

10周年を 一里塚として



公益財団法人
きずな育英基金
代表理事
山田 庸男

1、公益財団法人梅ヶ枝中央きずな基金は、2013年10月25日一般財団法人として産声を上げて今年で10年を迎えることになり、昨年10月26日には、帝国ホテル大阪にて理事、評議員、監事のほか選考委員の参加を含めて180名余の参加を得て盛大に10周年記念祝賀会を開催することができました。

基金の卒業生や支援中の学生の挨拶を聞く、改めて、この基金がひとり親家庭に元氣と勇気を与えることができたことと実感することができました。

10年前に小池に一石を投じた波紋が、その後多くの賛同者の理解と共感を得て、多額の寄付を頂き、これまで延べ584人の中高生を支援し、卒業生の153名が国公立大学を始めとする大学等に進学し、高等教育を受ける機会を実現することとなりました。さらに、現在では常時80名の中高生を支援できるまで成長できました。格差が一層拡大する中で、貧困の連鎖を断ち切るためには、向上心に溢れた子どもたちに学びの機会を平等に与え、その学業、スポーツ、芸術面での潜在的能力を引き出すことが、社会に課せられた使命であり、この基金の役割と認識して、活動を継続してきましたが、10年のあゆみは、単なる一里



塚に過ぎず、今後も一人でも多く学びの機会を享受できるように活動を継続していきます。

2、これまで基金の名称に当事務所名を入れて活動してきましたが、大阪府内での活動が相当周知され、活動も理解されてきたことから、活動の自立と独立性を高めるために、基金設立10年を機に、思い切つて名称を変更し、未来をひらく「公益財団法人きずな育英基金」と改称しました。財団として、さらに自立性を高めるための第一歩となりました。

3、この名称変更は、単なるレッテルを張り替えるだけではなく、今後の活動としては、経済的支援のほか、年2回の交流会や餅つき大会等を引き続き実施しながら、さらに勉学等で得た能力を社会に生かすための豊かな人

間力を養う機会を提供し、経済的な豊かさを求めるだけでなく、心の豊かさを求める子どもたちに成長することを願っており、そのために何が必要なのか今後の活動の多様な展開を検討したいと思っています。



高学歴を手に入れることは可能性を広げるという意味では必要なことかもしれませんが、同時に「強い心」「思いやりのある心」「寛容な心」を育くむことも重要な役割と考えています。そのために、新たな活動の拠点として、新たに4階建てのビルを購入し、「山田kizuna」と命名し、多様な活動の拠点として活用したいと思っています。

4、また、これまで多くの企業や個人の方から財団の理念に賛同して多額のご寄付を頂きましたが、今後の活動の持続性を考えて、より幅広い賛同者を募るために、サポーター会員制度を発足させました。個人は年間1口5000円、法人は1口1万円からです。末尾のQRコードから多くの方の賛同を期待しております。



健康について



弁護士
林 友 宏

「要精査」。私が令和4年8月に受けた健康診断の結果の1つです。腫瘍マーカー検査のうちCEAの値が高いことがその理由でした。どこか悪いところでもあるのではないかと不安になり、腫瘍マーカーについて、インターネットで調べてみると、がんの診断の補助として利用されているとのこと、気が気ではありません。早速、自宅近くの内科の予約をして、診察を受けました。

医師の話では、がんではなくてもCEAの値が高くなることがあり、今回の数値であれば心配はないと思うとのこと、しばらく様子を見ることになりました。ただ、医師からは、診察の終わりに、「私も、林さんと同じくらいの年齢ですが、体は1つしかなく、壊れたら元に戻らないので、日頃から健康に気を付けるように。」と言われました。

自分自身のことを振り返ってみると、20代、30代の頃は、かなり無理をしても、体力で何とかカバーすること

ができていました。そのような私も40代になり、医師の指摘をきっかけとして、そろそろ健康に気を付けなければならぬと感じるようになりました。これまでに読んだ本の中に「単純緊急性効果」という言葉が書かれていました。この言葉は、ほとんどの人は、期限の迫った仕事から取り掛かるうとする傾向にあり、このとき、仕事の重要性についてはそれほど意識していないという状態にあることを指すものでした。この言葉を知ったときに、まさにそれまでの健康に対する私の姿勢が、これに当てはまっているのではないかと思い至りました。仕事や家事等の目の前の期限の迫ったものを優先してしまい、つい健康という重要なものが後回しになっていることに気付いたのです。

そこで、私は、妻からの勧めもあり、1年に1度、私の誕生日である3月に、人間ドックを受診することを決心しました。これに加えて、本格的に運動を始めるために、ジムに通って筋ト

レをするようになりました。筋トレがブームになってきているようで、私が通っている24時間制のジムに、早起きをして午前5時30分頃に行つてみると、すでに2、3人がマシーンで筋トレをしています。このブームに乗って、ジム通いを継続してきた成果として、次第に体重が減っていき、今では、大学生の頃と同じ体重になりました（ちなみに、大学卒業後は、暴飲暴食でかなりの体重になっていました）。

私は、この減量の成果を目に見える形で試してみたいと考えているようになり、令和4年の秋から、積極的に馬拉ソンの大会に参加するようにしました。10月の終わりには、写真にあるとおり、岩手県盛岡市まで足を延ばして、「いわて盛岡シティ馬拉ソン」という大会でフル馬拉ソンを走つてきました。馬拉ソンの醍醐味として、ゴール後の達成感と言うまでもありませんが、これ以外にも、馬拉ソンが開催される場所を色々訪れることができる点があげられます。盛岡市では、じゃじゃ麺という当地グルメを食べたり、リンゴ畑で真っ赤に色付いたリンゴを見たり、雫石川（北上川の支流で「しずくいしがわ」と読



みます。）の雄大な流れを眺めたりして、非日常の体験をすることができました。私は、普段なかなか旅行に行こうとは思わない性格なのですが、馬拉ソンに参加するという目的があることで、色々な場所に出かけるようになりました。

これからも依頼者の皆様からのご相談やご依頼に全力で取り組むことができるように、筋トレと馬拉ソンで心と体を鍛えて、日々の健康を維持・発展させていきたいと思っています。

京都市的ナビゲーション



弁護士
中世古 裕之

2022年の7月には3年ぶりに祇園祭の山鉾巡行が行われ、ほぼ通年通りの形で祭が執り行われました。京都事務所は鉾町のひとつ「鶏鉾町」に所在していますので、事務所のほぼ目の前に鶏鉾が建てられます。私も保存会の役員として籤取り式や巡行などの行事に参加させていただきました。

ところで、京都事務所の登録上の正式な住所は京都市下京区「室町通綾小路上る鶏鉾町480」となっています。ご存じのとおり、京都の中心部は碁盤の目のように東西と南北の通りが走っていて、各通りごとに「通り名」がついております。そこで、この通り名を使って場所を特定、表示するのが京都の地名の慣習ということになっています。上記の事務所の住所であれば「室町通り」（南北の通り）と「綾小路通り」（東西の通り）の交差点から北側（上る（あがる））というこ

とになります。ほかに、例えば烏丸今出川東入（同志社大学があります）、丸太町通柳馬場東入ル（京都地裁があります）等、通り名で特定すること、町名ではピンとこない場所でもほぼどの場所か頭の中で特定できるのが便利などあります。さしずめ平安京以来のナビゲーションシステムでしょう。ちなみに、京都事務所の所在地である上記の綾小路通りの一つ北側には、四条通りという大きな通りがありますので、京都事務所の所在地は「室町通り」「四条通り」の南側（下る（さがる））ということもできるのですが、住所が「下る」では運氣が悪いため、会社や事務所等の住所の場合には特に「上る」と表現するために、あえて「綾小路通り」を使って「上る」とするのがこれまた京都の習わしです。

ただし、この京都のナビゲーションシステムは、通り名を知っていると

いうことが前提となつてこそ成立します。したがって、京都の人々はこの通り名を覚えていないといけない、ということになります。

この通り名を覚える手段として有名なのは「京の通り名歌」です。例えば、「まるたけえびすにおしおいけ」（丸竹夷二押御池）、「あねさんろっかくたこにしき」（姉三六角蛸錦）、「しあやぶったかまつまんごじょう」（四綾仏高松万五条）といった通り名歌はご存じの方も多いのではないのでしょうか。ちなみにこれは東西の通りを北側から順番に歌ったものです。また、あまりなじみはないですが、南北の通りを東側から歌った歌「てらごこふやとみやなぎさかい」（寺御幸麩屋富柳堺）「たかあいひがしにくるまやちよう」（高間東に車屋町）「からすりようがえむろころも」（烏両替室衣）というのもあります。

さて、こんな場所にある京都事務所ですが、ここ数年の取り扱い事案傾向としては相続関連事案が増えてきております。遺産分割や遺言書の作成、あるいは



遺言の執行、遺留分侵害額請求といった事案をご相談、ご依頼いただいておりますし、その前提となる相続人調査なども気軽に相談いただいております。争いのない遺産分割事案や遺言書作成の事案等では、税理士などとも協同しながら、できる限り税効果の高い内容や二次相続まで見据えた遺産分割協議書や遺言書を作成していますし、状況によっては家族信託契約を締結することで残された相続人にとって安定的でより良い利益を受けていただくような手続きを取っていくことも行っております。

相続、遺産分割、遺言等のご相談等がございましたら、お気軽に京都事務所までご連絡ください。

近況報告

プロ野球界の 光と影



弁護士
犬飼 一博

今年は、大谷翔平選手が投手及び打者のダブル規定到達、ア・リーグのジャッジ選手が約60年振りにア・リーグのシーズン最多本塁打記録を更新、日本では村上宗隆選手が日本人選手史上最多となるシーズン56号本塁打を放つなど、球史に残る1年だったと思います。

私は、愛知県出身ということから中日ドラゴンズのファンです。今年はチームとしては残念な結果に終わりましたが、個人的には、今年観戦した試合で、高校時代から応援して

いた根尾昂選手の登板を見ることができ、感無量でした。甲子園球場の阪神ファンの中で声を潜めて中日を応援していました。根尾選手がコールされた際には、阪神ファンもみな歓声を挙げていました。甲子園での大活躍から、根尾選手に対する野球ファン全体の期待度の高さを改めて感じることができました。

さて、このような華やかな世界の裏では、毎年平均して約120名の選手が戦力外又は引退を余儀なくされます。華々しい活躍をして引退セ

レ、モニができる選手は一握りで、多くの選手はひっそりと野球界を去ることになります。

私は、毎年年末に放送される「プロ野球戦力外通告」という番組を必ず視聴しています。この番組は、戦力外通告を受けた選手が、崖っぷちの中で苦悩し、再起に向け奮闘する様子とそれを支える家族たちの姿が描き出されるドキュメンタリー番組です。

野球選手の平均在籍年数は10年にも満たないものであり、その短い選手生活の中で、悔いのないよう選手生活を送れたのか、多くの選手はやはり自分をもっとできたはずという思い

「隣人愛」の 精神を忘れずに



弁護士
岩田 和久

1 今年で、弁護士として執務を開始して12年目に入りました。この間、多くの顧問先様、依頼者の皆様に、弁護士としての能力、人としての人格を育んで頂いたことに、心より御礼申し上げます。

2 弁護士としての歩みを振り返ると、

企業の代理人となつて臨む交渉事件や法律顧問業務を中心に、特に使用者側の労働紛争事件を多く取り扱う、企業法務中心の弁護士の道を歩んできました。特に、直近3年は、コロナウィルス感染拡大という前例のない事態を受け、解釈の定まらない法

的紛争や苛烈な労使紛争が連日のように発生しましたが、依頼者の方々と共に一件一件を乗り越えてきた忘れられない思い出となっています。

また、交渉案件に注力する中で、「時」、「人」、「環境」を意識して広い視野で解決スキームを組み上げることが自身の強みにすることができました。

3 通常の執務を離れると、弁護士会という業界団体内では、新人弁護士への研修講師を4年担当し、同業の後進の育成に関わることが出来ました。人権擁護委員会という大阪弁護士会の中では、「LGBTs」の法律問題Q&A」という書籍の執筆活動

を担当し、いわゆるSDGsとの関係でも先駆的な取り組みに関わることが出来る貴重な機会となりました。

また、トムソン・ロイター社の「Asian Legal Business」という法律誌で、企業とダイバーシティの展望に関する取材を受けたことも貴重な経験となりました。

4 母校である関西学院では、高校生を対象に法学の講座を担当して7年目に入りました。母校への恩返しができることを嬉しく思っており組んでいます。

5 昨今、人工知能の発達や紛争解決制度の改革により、法的な知見があるというだけでは弁護士としての価値提供は足りないと感じます。これからの10年は、今まで以上にオンラインの価値提供ができることを心掛けて、自分自身の感性や人格そのものを依頼者の方々に必要とされる弁護士を目指し、愛する母校関西学院のスクールモットーである「隣人愛」の精神を忘れることなく、利他を行動指針として、これからも邁進して参ります。

カタールW杯に見る リスクとの付き合い方



弁護士
渡部 真樹子

みなさま、昨年のサッカーW杯カタール大会は、楽しめたでしょうか。この原稿は、日本がグループリーグ第3戦、スペインに対し劇的勝利を収めた興奮冷めやらぬ執筆していますので、その後、決勝トーナメントでどのような戦いが繰り広げられるのか知る由もありませんが、多くの方々には、日本代表が前評判を覆し、強豪ドイツとスペインを破った試合が印象に残っているのではないかと思います。

先制を許しつつも我慢のディフェンスを続けて何とか失点を1点に抑え、後半は、思い切ったプレッシャー攻撃陣を投入し、一気呵成に2得点を奪った鮮やかな試合運びでした。

このように、一見計算し尽くされているようでいて、一方では博打的要素を含んだ大胆な戦術をとるに至ったのには、どのような背景があったのか。執筆時点ではまだ森保監督の口からその真意は語られていませんが、勝手に推測するに、リスクに対するブレーキとアクセルを大胆に使い分けるといふ決心があったのではないかと思います。防衛的にリスクを回避するばかりでもいけないし、むやみに攻撃的になってリスクをとってもいけない。そのバランスこそが重要であり、

特にドイツ・スペインの二戦においては、ブレーキからアクセルへの変化が対戦相手の想像を上回るほど劇的であったために、相手がその変化について行けなかったのではないかと思います。

さて、このようなリスクに対するアクセルとブレーキの関係は、弁護士と依頼者の関係にも似ています。すなわち、契約交渉において、依頼者の皆様は、案件のプラス面に注目して交渉にあたるため、リスクに気付かず、あるいはリスクに気付いてもアクセル全開で積極的な判断をされる場合があります。そのような場合に、弁護士はリスクを指摘しそれを回避する手立てを提案するのですが、些細なリスクにブレーキを踏み続けてはビジネスチャンスを逸することになり、大きなリスクを見逃してはリスクが現実化した際に取返しがつかないこととなります。リスクの大小の判断は一般化することは難しく、取引の内容を詳細に伺って具体的なイメージを持つことで適切な評価ができるようになります。

森保監督は、選手とのコミュニケーションを大事にする監督であるとのことですが、弁護士と依頼者の関係も、コミュニケーションを密に取りつつ役割分担をすることが重要です。

新人弁護士紹介



弁護士 森田 啓正

2023年1月から東京事務所に新しい弁護士が加わりま

す。

森田啓正（もりた・ひろまさ）さんです。

森田さんは、群馬県出身で、高校まで群馬県で過ごしていましたが、高校生の時に、学内のイベントで裁判所を見学するとともに弁護士から話を聞いたことがきっかけで、法律の世界に興味を抱き、神戸大学法学部に進学しました。その後、一橋大学のロースクールを修了し、2021年度の司法試験に合格して、埼玉県で1年間、司法修習生として法律実務を学び、これから東京事務所の弁護士として新たなスタートを切ることに

森田さんは、小学校・中学校では野球部に、高校では大道芸部に所属していました。さらに、高校からはジャグリングも始め、大学ではジャグリングで関西学生大会優勝や舞台出演を果たすなど、大舞台でも実績を残してきました。また、東北一周旅行に行ったり、同期の司法修習生と定期的にボルダリングを楽しむなど、趣味の幅も広く、とてもアクティブな性格です。

森田さんは、特に事業再生やM&Aに強い関心を抱いていますが、それにとどまらず、幅広い知識・経験を前提に、個人・企業問わず様々な皆様のそれぞれの悩みを受け止め、ベストな解決策のために一つ一つの相談に対して突き詰められる弁護士



弁護士 深谷 祐

2023年1月から、大阪事務所に新しい弁護士の深谷祐（ふかや・たすく）さんが加わります。

深谷さんは、福岡市出身で、

小学校高学年の時に京都市に転居しました。その後、同志社大学法学部に進学し、同学部での授業などを通じて、法律を駆使して紛争解決に奮闘する弁護士という職業に関心を持ったことから、弁護士を志しました。そして、京都大学法科大学院を修了し、2021年度の司法試験に合格し、松山での司法修習を経て、この度、弁護士としてのスタートを切るようになりました。

深谷さんの趣味は、映画鑑賞とドライブ旅行です。さらに、司法修習中は、しまなみ海道で

のサイクリングや石鎚山の登山、仁淀川でのパラグライダー体験など、新しいことにも積極的に挑戦し、様々なアウトドアレジャーを楽しんできたのとことです。

また、深谷さんは中学校及び高校時代、剣道部に所属しておりました。剣道には「守破離」という言葉があり、弁護士としても、この言葉の通り、基本を守り、これを自分なりに発展させるように努めることを心掛け、皆様に充実したリーガルサービスを提供していきたいと

のことです。さらに、高校時代は副キャプテンも務め、大学のサークルでは会長を務めるなど、これまでも他の模範となり、周りを引っ張ってきた経験もあります。

深谷さんは、弁護士について、法律の知識だけではなく、人としての総合力が試される職業であると考えており、これから一弁護士として歩んでいく中で、何事にも好奇心をもって積極的に取り組み、様々な経験を積むことで、人としても成長していきたいという力強い決意も示しています。

チャレンジ精神が旺盛でかつキャプテンシーも備えている深谷さんであれば、あらゆる事件に對しても積極的かつ真摯に對し、皆様の頼れる弁護士として、当事務所を牽引する存在に成長すると考えています。

今後ともよろしくお願いいたします。

当事務所セミナーのご案内

当事務所は、大阪・東京・京都に事務所を有し、日常生活のトラブルから、国内外の企業法務まで幅広くサービスを提供するとともに、各弁護士が、それぞれの分野で日々専門性を磨いています。

このような状況を受け、もつと皆様に当事務所や所属弁護士のことを知ってもらい、また、皆様に少しでも役立つようなサービスを提供しようという考えから、2022年10月から、様々な法分野における昨今のトピックス等を踏まえた連続セミナーの開催を行っています。

2022年10月は「今知っておくべきハラメント（本年法改正対応）」、11月は「相続の「い・ろ・は」を知る」「相続セミナー・第1回 基本編」、12月は「非上場会社運営における法的リスクについて」「主に会社法の観点から」を開催し、それぞれ多くの方にご参加いただきました。

2023年も更に充実したラインナップで

開催をさせていただく予定です。具体的には、2022年に開催した労働、相続、会社関係のほか、知的財産、契約一般、不動産関係、海外進出支援など、皆様に興味を持ってもらえるテーマで引き続きセミナーを実施させていただきます。

今回の趣に、2023年度開催予定のセミナーに関するチラシを同封させていただきました。ご興味のあるテーマがございましたら、ぜひお気軽にご参加ください。



私を変えた、

心に残った〇〇

我妻榮著「民法講義Ⅰ 民法総則」
「民法講義Ⅴ4 債権各論下巻」



弁護士
二宮 誠行

りませんでした。が、受験予備校がそれなりに実績を上げており、受験生の中には、予備校のテキストを教科書代わりに使っている人もいたくらいで、コンパクトにまとめた教科書を使って効率よく勉強することが主流となりました。

そのような中、超大部な「民法講義」は、必要な場合に参照する参考書として使うのであればまだしも、基本的な教科書として使用する受験生は、少なくとも私の周りにはいませんでした。

しかし、民法の勉強の仕方に迷っていた私に、大学の先輩が、(今となつてはおそらく深い意味も考えもなく言つたのだろ)うと思ひますが、「我妻先生の民法講義さえ読んておけば、他には何もいらなひよ。」と言つてくれたのです。

私は、この言葉を真に受け、「民法講義」を教科書に据え、これを中心に勉強を始めるようになりました。といつても、効率的な勉強の仕方はよくわからず、この本も効率的に征服するには大部過ぎて不向きであつたため、ただひたすら最初から最後まで読み続け、読み終わつたらもう一度読み直す、という方法を繰り返すしかありませんでした。

当初は、読み終わるたびに本の背表紙に



弁護士
三好 吉安

夕暮れと海風と三線と

皆さんは、三線(さんしん)という楽器をご存じでしょうか。胴部がニシキヘビの皮でできている沖縄の三味線です。沖縄民謡やビギンの「島人(しまんちゅ)の宝」等の島唄で、その音を聞かれたことがあると思います。昨年はNHKの朝ドラ「ちむどんどん」で、上白石萌歌さんが演じる「歌子」が頻繁に弾いていたので、ご存じの方も増えたと思います。

今から3年半ほど前、子どもたちが成長し、休日でも、見向きもされなくなつた私は、何かずつと続けられそうな趣味を持ちたいなと思ひ、押し入れから、ほこりの被つた三線ケースを引きずり出してきました。

私がこの三線を購入したのは、20代最後の夏でした。沖縄県読谷(よみたん)村に、今では観光客に人気の「mintama」(目玉)という意味)というイタリアンの料理店があるのですが、当時、まだそこがオープン前で、屋根も架かつておらず、ベンチだけが置いてありました。そのオー

日付を書き込んで、今何週目か分かるようにして使ひました。当時使つていた本の背表紙には読み終わつた日付が4つくらい書き込まれていました。

私が「民法講義」を教科書に使つてゐることを知つた他の友人や先輩は、何と無謀なことをという目で見たり、時にはもつと薄くまとつた本をすすめて、考え直すよう言つてくれたりしました。

しかし、私は、「民法講義」を読み始めるのと、他の本にはないこの本の素晴らしさを知ることになりました。

それは、一言でいうと、この中には必要となすべてが書かれてゐる、ということ。普通、民法の教科書には民法のことしか書いてゐません。しかし、実際の事件で、民法だけが適用されるということはあり得ません。

例えば、会社法、手形法、破産法、民事訴訟法など、他の様々な法律との関係まで意識しなければ、法律紛争を解決することはできません。

「民法講義」では、不自然に民法の範囲のみを説明するのではなく、他の法分野と関係する場合はその点についても簡単に触れてありました。このことは、勉強を始めたころは気付くことができず、むしろ、無駄な記載だと思つて読み飛ばしてゐたほどでした。しかし、法律の理解が深まるにつれ、当初は読み飛ばしてゐたこれらの箇所が、特定の法律にとどまらず法体系全体に目を配つたうえでの記載であることが理解できるよ

ました。しかし、なかなかどうして、大変苦労してあります。五十路を迎えた今、しまくとうばの歌詞を覚えることは難行であり、ましてや、歌を歌ひ、指を動かすという二つの動作を同時進行させることは、もはや、なまつた頭と身体のリハビリといふべきものです。

それでも、しまくとうばの意味を調べると、難しそうな歌が実は、たわいもない内容であることがわかり、琉球王国時代から、田植えの際に歌ひ継がれてきた曲であるなどと聞くと、勝手に、その時代の人とシンクロしたような、実に不思議な感覚を覚え、楽しく演奏してあります。

三線が使われる島唄は盛り上がるものだけでなく、穏やかな中に、どこかもの悲しさを感じる楽曲が多いのも魅力です。ハワイアンを聞いたときも同様の感覚を持つのですが、離島は地理的に、悲しい歴史を経験せざるを得ず、それが表れてゐるのかもしれません。そんな沖縄の島唄を聞き、これを奏でると、平和を希求する思ひが一層強くなるのです。

かつて放送作家の永六輔さんが「いつだって、その人にとって今が一番若いんだよ。」と言われたそうです。三線を20代の終わりに始めなかつたことは悔やみつゝ、それでも、3年半ほど前に始めてよかったなと思ひつゝいます。

うになつてきました。

そのため、この本は、使えば使うほど深く味わえる最高の教科書であると思ひつゝになりました。

現在、私は、法律実務家となつて25年以上になりますが、今でも受験生時代に勉強したこの本を手元に置き、必要となるたびに頁をめくつてゐます。これは、令和2年4月1日から改正民法が施行されてからも変わりません。そして、今でも、この本の中の「一節が、現在思ひ悩んでゐる問題の解決の糸口になることを知り、非常な驚きと、我妻先生への感謝の気持ちを感じるとともに、未だに完全にマスターできてゐない自分の未熟さに情けなさを感じることがあります。」というより、この原稿を書いた前の週にも実際にそのように感じることもありました。

現在の法律実務家としての私を形作るうえで、「民法講義」の存在が不可欠であつたことは間違いありません。

なお、この本の唯一の欠点は、我妻教授が昭和48年に亡くなつてゐるため、改訂作業が追いついてゐないことです。特にシリーズ後半が旧字体のままであるため、例えば、文中で「賣主」と書かれてゐても、それが「売主」のことなのか「買主」のことなのかとつさに分からなくなつてしまふのです。

私の三線の腕前の向上は牛歩のようであゆみですが、いつか「おじい」になつて、また、あのときのような夕暮れの海風に吹かれながら、三線を奏でるのが夢です。



実は沖縄まで行かなくても近辺でも沖縄文化に触れられる場が多いです。皆、様も一度足を運ばれてみられたらいかでしようか。写真は、2022年10月に神戸市・長田区で開催された琉球祭でのエイサー演舞です。

思い出に残った事件

手さげかご②事件



弁護士 大 東 恭 治

1 経緯

知財事件は、事件番号とは別に、なぜかニックネームが付きます。表題は私が担当した、意匠権侵害差止等請求事件のネーミングです。

事件は、スーパーやコンビニで使われている買い物（手さげ）かごの意匠（デザイン）を巡るもので、表題に「②事件」とある通り、先行した「①事件」がありました。両事件の原告は同じ、手さげかご製造販売トップのY社で、同社は登録意匠を持ち、その類似意匠についても五つの登録をしていました。Y社は、まずシェア2番のK社がコンビニS・Eに販売していた手さげかごをターゲットに意匠権侵害訴訟を大阪地裁に提起しました。これ

が①事件です。①事件では、類似と認められ、Y社の一部勝訴（差止は棄却）との結果でした。

次に、Y社は、シェア3番のT社がコンビニLに販売していた手さげかごをターゲットに同様の訴訟を大阪地裁に提起しました。私が被告代理人として担当した②事件です。

私は、会派の後輩で当時知財分野の新進気鋭M弁護士に相代理人を、T社の案件を担当していたN弁理士に輔佐人をお願いして、応訴しました。

2 原告イ号物件目録を崩せ

訴訟では、侵害していると思われる物件を表示するため、イ号物件目録が作成されます。意匠は視覚的なものですが、これを文字にして表現します。この目録をいかに自分に有利に表現するのが、知財事件のポイントの一つです。

原告Y社作成の目録は、基本的構成要素3項目、具体的構成要素8項目のものでした。防御側は、似ていない

点を多く指摘して全体として類似ではないと主張立証することが肝要で、構成要素を増やすことは似ていない点を増やすことに繋がります。被告対案として前記項目を6項目と12項目に広げ、文字数として約2倍のイ号物件目録を作成して対抗しました。判決では概ね対案が採用されました。

3 視点を変えよう

意匠（デザイン）は、視覚的なものです。それゆえ「誰が見る」のかがポイントになることがあります。一般的には、「需要者」とされ、①事件判決でも「需要者」とだけ判示されていました。では、コンビニの手さげかごの需要者は誰？ 買い物客？ 答えはノーです。手さげかごの需要者は、コンビニ会社等の販売担当者です。①事件判決はこの点を明確にせず、視点に甘さがあつたと考えられました。販売担当者はプロです。詳細にチェックします。本件判決では、見るのは販売担当者であると明確に判示し、一例ではかごの底面外側のデザインも比較分析し、相違している箇所としました。

4 ありふれたもの、かごは他にも

意匠では、要部の創作性がポイントで、防御側は周知のもの、ありふれたものとの主張立証が重要です。登録出願時以前の資料収集、Y社、同業他社のパンフレットをかき集め、チェック。奏功したのは、パンフレットのイラストで、原告主張の要部特徴が描かれていました。イラスト恐るべし。

手さげかごは、買い物かごに限らない。洗たく物かご、採集かご、自転車のかごもありますね。23条照会も駆使して、資料収集し、8件の公知「ありふれた」資料を提出できました。

5 こぼれ話

当方の手さげかごの開発時、コンビニ会社はD社の傘下であり、後にD社を離れ、L社として再出発することになりましたが、この開発担当者F氏が後にL社の初代社長となられました。L社の手さげかごはL社初代社長の思い入れのある品だったわけです。なお、二代目社長は有名なN氏で、本件裁判時はN氏が社長でした。初代社長の思いと二代目社長からのプレッシャー。勝訴の結果に、L社のキャチコピーにならない「ほっと」しました。

勝てると豪語した事件



弁護士 西 村 勇 作

1 A社は、自社で保有する土地上に商業用建物を新築することを計画しました。その敷地の中にはA社がX社から代物弁済で取得した土地が含まれていました。A社がX社から土地を取得したのは10年近く前のことでしたが、開発計画を知ったX社は、代物弁済を行った事実はなく、A社の主導で登記名義だけを変更したものであるから、本件土地の所有者はX社であるとして裁判を起こしてきました。

一審判決は、代物弁済は架空のものであったと認定し、X社の請求を認容しました。

2 A社は、控訴審から代理人を代えることになり、私が後任の代理人になりました。

一審判決が出たときには建物の工事は既に始まっており、X社は、一審判決で勝訴した直後に、A社に対し、工事を中止するように求める内容証明郵便を送ってきました。これに対し、私は、控訴審ではX社の請求は棄却されることになると考えているので、工事を中止する予定はない旨を返信しました。そうしたところ、X社は、建物の建築続行禁止の仮処分を申し立ててきました。

私は、仮処分の答弁書の中で、一審でA社が主張していた代物弁済によって消滅し

たとする原債権の特定に誤りがあったとして、誤った主張をしていた理由を述べるとともに、新たな証拠を多数追加して、消滅した原債権を訂正し、代物弁済は実際に行われたものであると主張しましたが、裁判所は、新証拠の信用性などをことごとく否定し、A社の主張は不自然であるとして、建物の建築続行を禁止する仮処分を発令しました。

仮処分の審理において提出した新証拠の中には、X社がA社から借入をしたことを示すX社代表者の直筆のメモもあり、X社代表者が本案（一審）で提出している陳述書の署名と、メモの筆跡は酷似しており、素人が見ても同一の筆跡であると思われるものでした。また、メモには複数の借入について記載があり、メモに記載されている借入の一部については、新たに取得した銀行の取引明細書に印字されている振込先名と振込金額が一致しているのに、裁判官は、X社に対し反論を求めることもなければ、メモを作成したのがX社代表者であるかどうかを尋ねることもないまま、審理を1回の期日で打ち切って、仮処分を発令したのでした。

3 そこで、直ちに保全異議（仮処分に対する不服）を申し立て、仮処分の取消を求めました。

保全異議審で提出した新証拠の一つに、代物弁済の期日を延期する旨が記載されたA社とX社の合意文書がありました。これについて、X社は、司法書士が登記手続のために作成した書類であり、作成の趣旨は不明であると主張していました。

本案（一審）のX社代表者の尋問調書を見てみると、X社代表者は、代物弁済の

登記手続を司法書士に依頼した覚えがなく、どうして代物弁済の登記がされたのか確認するために、司法書士の事務所を訪ねたが、既に司法書士は死亡しており、代物弁済の登記が行われた経緯は不明であると記載されていました。

何か手がかりが得られるかもしれないと思い、司法書士事務所の封筒に記載されていた電話番号に電話をかけてみると、死亡したはずの司法書士が電話に対応してくれました。合意文書をファックスして司法書士が作成したものがどうか尋ねてみると、司法書士が作成した書面ではないということでした。保全異議審において、X社代表者が尋問において虚偽供述を行っていることも指摘しました。

保全異議の担当裁判官は、仮処分の取下げを前提とした和解を勧めてくれましたが、X社はこれに応じませんでした。そこで、私は、保全異議について判断をしてほしいと申し入れたところ、裁判官は、本家でX社の所有権を認める判決が出ている以上、仮処分でこれと異なる判断をすることはできないので、控訴審の判決が出た後に判断をするので、控訴審判決が出たらその結果を連絡するようにと言って保全異議の審理を中断しました。

4 X社が控訴審係属後すぐに提出した控訴答弁書には、X社が一審判決後に工事の中止を要請したにもかかわらず、A社は、これに従わず、仮処分発令後も工事を続行しているとの批判が展開されていました。その後、控訴審の第1回期日の直前にX社から提出された準備書面には、当事者が控訴審で提出した新証拠は時期に遅れた不適法な

ものであるといった主張しか記載されておらず、具体的な反論は、第1回期日において証拠の原本を確認した上で行うと記載されていました。

X社の代理人は、保全の審理の過程で、控訴審で提出されている全ての証拠の原本を確認しているのですから、原本を確認する必要などありません。仮処分によって工事が中断して困っているA社を追い込むための明らかな引き延ばし工作です。

そして迎えた控訴審の第1回期日で、裁判長が私に対し「控訴人代理人はこれで勝てると豪語されるわけですか」と言われたのですが、私は何を言っているのか意味がよく分からず、「豪語などしておりませんが」と答えることしかできませんでした。私は第2回期日が指定されるものと思っていたのですが、裁判長は、判決言渡し期日を指定し、和解の意向を双方に尋ねることもなく、法廷を出て行きました。この様子を見ていたX社の代理人は満面の笑みを浮かべていました。控訴審で1回結審した場合、原判決が維持されることが多く、また原判決を見直す場合には、和解の意向を尋ねられることが多いのですが、本件では全く和解の意向聴取がされなかったもので、X社の代理人は、控訴棄却を予想したのだと思います。

5 ところが、控訴審の判決は、原判決を取り消し、X社の請求を棄却するとなりました。裁判長が指摘した「豪語」というのは、私が一審判決の直後にX社の代理人に返答した内容証明郵便のことだったのです。私は「豪語」などしたつもりはなかったのですが、A社の主張が認められて胸をなで下ろしました。

超高齢社会と法律その1



弁護士
山田 庸 男

1、今回から、連載として、「超高齢社会と法律」のテーマで超高齢社会の中での法律の役割、活用について掲載することになり、所内で最も高齢の私が、初回を担当することになりました。

2021年の調査によれば、日本の平均寿命は男性が81.47才、女性が87.57才で世界に誇る長寿国で、しかも、100歳以上の高齢者は、86万人を超えています。65歳以上の高齢者の割合が人口の21%を超えると、「超高齢社会」と呼ばれますが、日本では、2010年に高齢化率23%を超え、超高齢社会を迎えています。他方で、少子化には歯止めがかからず、これから

さらに人口減の社会を迎えることになります。社会で貢献してきた高齢者が安心して余生を送れるかとなると決してそうではありません。現在は、例えられるのは3人に1人の高齢者を支える騎馬戦状態から2、30年先には、2人が1人を支える肩車状態になるというのです。そのため、国は、社会保障を破綻させないために高齢者に厚生年金の保険料の支払いの上限をさらに引き上げようとしています。正に、「漂流する老人」社会が目の前です。

2、このような社会の中で、活用が期待されるのは、任意後見契約や後見人制度、遺言、空き家対策などの法制度だと思われれます。しかし、現行の法制度は深刻な超高齢化社会を想定しておらず、法制度に穴がある状態で、従来の法適用解釈では解決が難しいと思われる事態がときに生じます。今回紹介するのは、その一例で、実際に私が相談を受けて対応した事例です。

愛媛出身の高齢者Aさんは、若くして大阪に出てきてそのまま仕事を転々としていましたが、体を壊し、社会福

祉施設に入居していました。そして数年前に、施設で亡くなりました。Aさんには、兄弟が5人いましたが、全くの疎遠状態で、社会福祉施設への入居を手伝ったり、その後の世話をしていたのは、Aさんとは全く親族関係のないBさんでした。死後、預金通帳を確認すると、何と3000万円以上の預金が残っていました。

この場合、通常は法定相続人を探し当て、相続財産を分配します。ところが、私はBさんから相談を受けたものの、Aさんと生前面識のないため、Aさんからの委任受けられず、一方で、BさんもAさんの法定相続人ではないのでBさんからの委任を受けて動くこともできません。また、依頼者となり得るAさんの法定相続人である5人の兄弟も連絡先がわからず、あらかじめ5人の兄弟から委任を受けて動くこともできません。そこで、窮余の一策として、音信不通の法定相続人である5人の兄弟の「事務管理」として戸籍を取り寄せ、相続人調査を実施しました。すると5人の兄弟の中でも死

亡により代襲相続が発生しているケースがあり、最終的に相続人は全員で30人以上になりました。現在は、預金の払戻制度が新設されましたが、原則的には、銀行預金を引き出すにしても、相続人全員の同意が必要です。そこで、さらに法定相続人のための「事務管理」として、法定相続人全員に書面を書いて預金の引き出しの協力と分配についてをお願いをしました。かなり日数がかかり、かつ煩雑な作業の連続でしたが、無事に任務を終えることができました。民法の「事務管理」の規定上、「義務なく他人のために事務の管理を始めたものは、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理をしなければならぬ」（697条）と定められているので、これをヒントに無事解決することができました。これから、さらに高齢者の抱える問題は複雑かつ多様になると思われ、現行法で解決できることは限られているかも知れませんが、次回から個別に解説する予定です。

改正法コーナー

プロバイダ責任制限法の改正



弁護士
久井 大 輝

1 はじめに

インターネット上を様々な情報が流通する中で、他人の権利を侵害する情報の流通への対策として、情報の流通に関するプロバイダによる適切な対応を促進するため、平成13年11月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」といいます。）が制定されました。

プロバイダ責任制限法が制定された当初は、主に電子掲示板等のサービスが想定されていたところ、当初想定されていなかったSNS等が普及するなど様々なサービスが登場し、情報発信が容易になったことで、近時、インターネッ

ト上の匿名の発信者による権利侵害投稿による被害が深刻化しています。プロバイダ責任制限法の被害者救済上の課題として、①一般的に、権利侵害された者は、侵害情報を流通させたSNS等を運営するコンテンツプロバイダ（図1のSNS事業者等）に対する発信者情報開示仮処分決定を得てIPアドレス等の開示を受けた後に、当該発信者がSNS等に侵害情報を記録する通信を媒介したアクセスプロバイダ（図1の通信事業者等）に対する発信者情報開示請求訴訟を提起するという2段階の裁判手続が必要になっていたことから、多くの時間とコストがかかり、被害者にとって大きな負担となっていたこと、②投稿時のIPアドレス等を保存していないSNSについては、投稿時のIPアドレス等から通信経路をたどることにより発信者を特定することができないことが指摘されていました。そこで、発信者情報開示請求の内容について見直しが行われ、令和3年4月28日に、プロバイダ責任制限法が改正されました。なお、施行日は、令和4年10月1日となっています。

2 改正について

（1）新たな裁判手続（非訟手続）を創設
新たな裁判手続は、侵害された者が、コンテンツプロバイダ（図2のSNS

事業者等）を相手方とする発信者情報開示命令の申立てを行い、裁判所の発する提供命令によりコンテンツプロバイダからアクセスプロバイダ（図2の通信事業者等）の氏名又は名称及び住所の情報（氏名等情報）の提供を受けた上で、コンテンツプロバイダに対する開示命令を待たずして、アクセスプロバイダに対する開示命令申立てを行うことを可能にすることにより、裁判所がこの2つの関連する非訟事件手続を併合して、一体的な審理を行い得るようになるものです。つまり、図1と図2の比較のとおり、発信者情報開示仮処分と発信者情報開示請求の2段階の手続きが今回の改正により同一手続きの中で行えるようになりました。

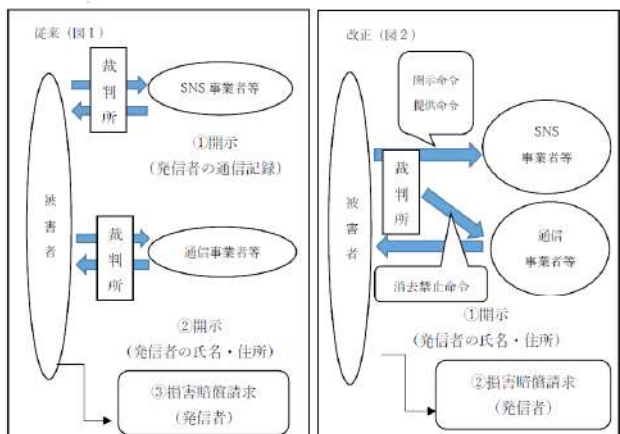
（2）開示対象範囲の拡大

電子掲示板の場合には、個別の書き込みごとにIPアドレスがそれぞれ記憶されていますが、SNSサービスの場合には、投稿時のIPアドレスを記録せずにログイン時のIPアドレスのみしか記録していないことが多いため、発信者の追跡が困難になるというケースが散見されました。また、ログイン時のIPアドレスを開示するかどうかについても、事案によって裁判所の判断が分かれていました。このように、通信経路を通じて発信者を特定するためには発信者がサービスにログインした際のIPアドレスが必要であるに

もかわらず、ログイン時情報の開示を受けることができないとなると、被害者救済にならないとして、今回の改正により、ログイン時情報の開示も発信者情報開示の請求対象に含まれることになりました。

3 最後に

新たな裁判手続が新設されたことに伴い、裁判手続の時間が短縮され、また、開示対象も広がったことにより、早期に被害者救済が可能になることが予想されます。今回の改正が、インターネット上の匿名の発信者による権利侵害投稿の抑止力となくなることを切に願っています。





番外編 広告表示規制



弁護士
越知 覚子

1 はじめに

2022年6月、某有名飲食店が全店で実施した「新物！農厚うに包み」などの3つのキャンペーンメニューについて、一部の店舗が、食材が途中で足りなくなる可能性があるとして、販売期間の途中で、終日キャンペーン商品を提供しなかった行為について、消費者庁は、当該行為が景品表示法違反（おとり広告）に当たるとして、措置命令を行いました。

実は、同社は、その後同年7月に、『生ビールジョッキ半額キャンペーン』を開始する前に、そのキャンペーンの広告を表示する』というミスも起こしていました。このフライング広告を見たお客様は「生ビールが半額だ！」と思って注文したところ、半額ではなく定価を請求されてしまいました。当該行為は、景品表示法で禁止される「有利誤認表示」に該当するおそれが非常に高いものの、消費者庁が何らかの動きを見せるこ

とはありませんでした。理由は不明ですが、同社がすぐに過ちを認め、誤解して生ビールを注文し定価を支払ったお客様に対し、その差額分を速やかに返金したことが影響したのではないかと思われます。

メニュー表示偽装事件に端を発し広告物に対する表示規制が強化され、近年も消費者庁による取締りは活発化しています。ここ数年は、コロナ禍の影響を受け、「除菌」「滅菌」などの表示が不当表示として問題となる事案が多く取り上げられました。

メニューや広告物の表示について、店舗や各担当者に任せきりで、会社としての管理体制を構築している企業は少ないかもしれません。しかしながら、措置命令を受けると会社名が公表され、かつ、「不当」表示というネーミングから、たとえ過失であったとしても、企業イメージはかなり悪くなります。

そこで、今回は独禁法のページの

番外編として、広告表示規制について簡単にご説明させていただきます。

2 景品表示法による規制

表示規制の基本法となるのは景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）です。

景品表示法は、表示規制のほか、景品規制も含まれますが、今回は表示規制のみを取り上げたいと思います。

商品・サービス（商品等）の品質や価格についての情報は、消費者が商品等を選ぶ際の重要な判断材料です。この「商品等の品質や価格の情報」が、実際よりも著しく優良又は有利であるかのように表示されると、消費者が誤解をしてしまい、適正な商品選択ができなくなります。このため、景品表示法では、消費者に誤認される不当な表示を禁止しています。

（1）不当表示の種類

① 優良誤認表示（5条1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示です（「質」の不当表示）。

内容について、「実際のものよりも著しく優良である」または「事実と相違して競争業者にかかるものよりも著しく優良である」と一般消費者に誤認させるような表示は違法となります。

例えば、通常の牛肉を有名ブランド牛肉であると表示したり、適切な調査をすることなく「業界最安値」「業界No.1」などと表示する場合が、これに該当します。最近では、某有名飲料メーカーが果実ミックスジュースの表示について、「100% MELON TASTE」等と表示しましたが、実際にはメロン果汁が2%程度であったという事例がありました。

商品・サービスの内容に関する表示については、合理的な根拠が必要であるとの考えのもと、消費者庁は、優良誤認表示に該当するかどうかを判

断する必要がある場合には、期間を定めて、当該表示をした事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は「不当表示」とみなされます（不実証広告規制・景品表示法7条2項、8条3項）。

② 有利誤認表示（5条2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示です（「価格（経済的価値）」の不当表示）。

取引条件について、「実際のものよりも著しく有利である」または「競争業者にかかるものよりも著しく有利である」と一般消費者に誤認させるような表示は違法となります。

例えば、「通常価格よりも20%引き！」と表示したがこれまで通常価格で販売したことがなかった場合や、他社との料金比較表で自社が最も安いように表示したが、実は条件が同一ではなく、他社が実施していた割引サービスを除外して比較していた場合などが、これに該当します。なお、上記のような表示は、前者が「二重価格表示」と、後者が「比較広告」と呼ばれます。どちらも一

般消費者に「お得である」との印象を強く与える表示であることから、消費者庁はそれぞれガイドラインを作成し、厳密なルールを公表しています。そのため、安易に記載するには注意を要します。

③ 商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（5条3号）

上記①、②以外にも、消費者が誤認することにより、消費者の選択を阻害するおそれがあるものとして、以下の6つが指定されています。

- ・無果汁の清涼飲料水等について
- ・商品の原産国の表示に関する不当な表示
- ・消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ・不動産のおとり広告に関する表示
- ・おとり広告に関する表示
- ・優良老人ホームに関する不当な表示

冒頭で紹介した某有名飲食店による不当表示は、この「おとり広告に関する表示」に該当します。

（2）違反の効果

景品表示法違反が認められた場

合、消費者庁より、違法となる表示の排除や再発防止策の実施等を命ずる「措置命令」が発出され、企業名が公表されます。

また、景品表示法のうち①優良誤認表示及び②有利誤認表示の場合、一定の条件のもと、措置命令のほか「課徴金納付命令」を受ける場合もあります。課徴金額は、不当表示をおこなっていた期間（違反期間）が長いほど高額になり、過去最高額は、加熱式タバコに関する有利誤認表示事件で、5億5274万円の課徴金納付命令が発令されました（違反期間は2016年1月から2018年3月）。

3 公正競争規約

公正競争規約とは、それぞれの業界で定められた表示・景品に関する自主ルールです。

景品表示法は全ての事業分野に適用されますが、その反面、規定が一般的・抽象的です。

そこで、各業界や取り扱う商品役務に応じたより具体的できめ細やかなルールとして「公正競争規約」が定められることとなりました。

公正競争規約は、業界の自主的

ルールではありますが、景品表示法に基づき公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて設定されたものであることから、通常は当該公正競争規約を遵守していれば景品表示法に違反することはないとされています。

表示に関する公正競争規約は2020年6月24日現在で65件あり、大きく分けて、「食品」「酒類」「家電・家庭用品等」「化粧品等」「出版・サービス」「自動車等」「不動産」「銀行業」があります。貴社の事業内容がこれらの分類に含まれる場合は、広告を行う際に公正競争規約の確認は必須です。

4 最後に

表示規制には、景品表示法の他にも、医薬品等の効能効果等についての虚偽誇大広告を規制する薬機法や健康食品の虚偽誇大広告を規制する健康増進法などがあります。

この辺りについては、本年2月中旬に、弊所独禁法チームが担当する表示セミナーにて、わかりやすくご説明させていただきます。ぜひ、セミナーにもご参加ください。



商標を剥離抹消する行為に商標権侵害は成立するのか

～ローラステッカー事件～



弁護士
甲斐 真

1 商標の機能について

(1) 商品名やサービス名といったブランドを示す表示には、当該表示が付された商品等について、その商品等の出所を表示する「出所表示機能」があるとされています。

例えば、甲社がXというブランド名を有していた場合、商品にXという表示がなされていれば、その商品の購入者は、その商品の出所（製造者や販売者等）が甲社であると認識することができます。

このような商品名やサービス名といったブランドを示す表示を保護する制度として、商標法があり、商標法に基づき商品名等が登録されれば、当該商品名等について、商標権が発生します。

そして、商標権者は、第三者が無断で当該商品名等を使用した場合に、これを差止めることができ、場合によっては損害賠償請求をすることができます。

では、何故、商標法は、商標権者にこのような権限を与えているのでしょうか。

(2) 例えば、甲社が自社の登録商標として「X」という標章を有し、ブランド名として「X」を付して、商品Aを販売していたとします。他方、乙社が、自らが販売する商品Bに、甲社に無断で「X」という商品名を付して販売した場合、商品Bを購入した購入者は、商品Bに「X」のブランド名が付されていることから、商品Bが、ブランド名「X」を販売するA社の商品であると誤認する可能性があります。

これが出所の誤認混同と呼ばれる現象です。

商標法は、登録商標について、商標権者以外による登録商標の使用を禁止することで、この出所の誤認混同が生じないようにしています。

また、登録商標が浸透していけば、単に出所を表示するだけでなく、その品質等について一定の信用が蓄積されていくことになります（「登録商品＝●●社製商品だから品質に問題がない。」といった認識）。これを、商標の「品質保証機能」と呼びます。

2 商標の「使用」について

商標法は、商標権者以外による登録商標の使用を禁止すると説明しましたが、このことを商標法では、「商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する」（法25条）と定めています。

また、この「使用」の意味について、商標法は、「商品又は商品の包装に標章を付する行為」や、「商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為」等行為類型を列挙して、その意味を定義しています（法2条3項1号～10号）。

このように商標法で定められる登録商標の「使用」は、登録商標を「付す」（1号～6号、8号）、（電磁的方法により映像面を介した役務提供の場合）「表示する」（7号）、（音商標の場合）「発する」といった行為であることが前提とされています。

3 剥離抹消行為の問題点

では、商標権者以外の第三者が商標を付す場合ではなく、商標権者によって一旦商標が付された商品等について、流通後にその商品等から当該登録商標を剥離又は抹消する行為（以下「剥離抹消行為」といいます。）は禁止されないのでしょうか。

例えば、A社が費用を投じて優れた自社製品を開発し、これにA社の登録商標を付して販売した後に、B社がこれを仕入れ、当該商品のパッケージからA社の登録商標を剥離したり、自社のブランド名が記載されたシールをA社の登録商標の上から張り付けてA社の登録商標を見えなくした上で改めて販売した場合に、このような行為を商標権侵害行為であるとして、商標権者がこれを差し止めることができるか否かが問題となります。

商標権者としては、登録商標が付された商品が市場を転々流通する中で、登録商標の信用が積み重なっていく

ことを期待している以上、登録商標の剥離抹消行為は、このような商標権者の意向とは真っ向から反するものとなります。

他方で、商標法上、「使用」の意味は、上記のとおり、登録商標を「付す」等の行為が特定されるため、文言上、剥離抹消行為は、「使用」の定義には該当せず、商標権侵害は成立しないようにも思われます。

4 ローラステッカー事件

(1)判決の概要

上記の問題について、近時の判決である「ローラステッカー事件」（大阪高裁令和4年5月13日判決）では、商標の剥離抹消行為に、商標権侵害は成立しないことが判示されました。

この事件で裁判所は、まず、商標法の目的について、「商標法の目的は、信用化体の対象となる商標が登録された場合に、その登録商標を使用できる権利を商標権者に排他的に与え、商品又は役務の出所の誤認ないし混同を抑止することにより、商標権侵害は、指定商品又は指定役務の同一類似の範囲内で、商標権者以外の者が、登録商標と同一又は類似の商標を使用する場合に成立することが基本である（商標法25条、同37条）。すなわち、商標法は、登録商標の付された商品又は役務の出所が当該商標権者であると特定できる関係を確立することによって当該商標の保護を図っているといえることができる」としました。

そして、剥離抹消行為については、「商標権者が指定商品に付した登録商標を、商標権者から譲渡を受けた卸売業者等が流通過程で剥離抹消し、さらには異なる自己の標章を付して流通させる行為は、登録商標の付された商品に接した取引者や需要者がその商品の出所を誤認混同するおそれを生ぜしめるものではなく、上記行為を抑止することは商標法の予定する保護の態様とは異なるといわざるを得ない。したがって、上記のような登録商標の剥離抹消行為等が、それ自体で商標権侵害を構成するとは認められないというべきである」と判示し、商標権侵害の成立を否定しました。

この事件では、出所の誤認混同が生じる場合、すなわち、商標の出所表示機能が害される場合に、商標権侵害が成立するのであり、剥離抹消行為については、出所の誤認混同が生じないため商標権侵害は成立しないと結論づけています。

(2) 何故、裁判所は商標権侵害が成立しないと判断したのか

上記の裁判例の理論について少し補足します。

例えば、甲社の商品Aに「X」という標章が付されて

いた場合に、乙社が「X」という標章を剥離し、ノーブランドの商品にして、又は、「X」の上に別の自社標章を付して、あたかも乙社の販売するブランドであるかのようにして、商品Aを販売したとします。

標章が剥離されて商品Aがノーブランドの商品として販売されている場合、商品Aを購入した購入者は、Xというブランド名を認識することはありませんので、冒頭の例のように、購入者が乙社の商品を「X」の表示から甲社の商品であると誤認するといった問題は生じません（購入者は、表示の内容から出所を認識することがありません。）。

また、「X」の上に乙社が自社標章を付していたとしても、購入者との関係では、A社の商品を乙社から購入したという事実に相違はありませんので、やはり出所の誤認混同は生じていません（購入者は、乙社の自社標章から乙が出所であると認識しており、認識の相違はありません。）。

このように、商標を剥離抹消したとしても、出所誤認は生じないこととなります。

(3) 小括

以上のとおり、上記事件において、裁判所は、商標を剥離抹消したとしても出所の誤認混同が生じないことを理由として、商標権侵害は成立しないと判断しており、上述した商標法における商標の機能を踏まえると、この判断には、一定の合理性があると思われます。

5 商標の剥離抹消行為についての対応策

では、商標権者において、登録商標への信用の蓄積を狙って、ある商品やサービスに登録商標が付されたまま市場流通されていくことを望む場合には、どのように対応すればよいのでしょうか。

一つの方法として、商品等を販売する際に、商品等に付された登録商標を剥離抹消しないことを契約条件とすることが考えられます。

この方法によれば、例えば、商品の卸先が、登録商標を剥離抹消し、あたかも自社の製品であるかのように販売する行為を契約上防止することは可能です。

但し、契約は、契約の相手方との間でしか効力を有しないため、契約の相手方より川下の関係者についても剥離抹消を禁止するためには、契約の相手方が川下の関係者に当該商品等を販売する際に、同内容の合意を行うことを契約上定める必要があります（なお、かかる合意を規定したとしても、商標権者としては、あくまで直接の契約の相手方のみ契約内容を主張できる関係にあることには注意が必要です。）。



「住宅ローン控除」の 令和4年度改正

日本経営ウィル税理士法人 税理士 座間昭男



人口減少・少子高齢化社会が到来する中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた対策が急務となっています。また、住宅ローン控除額が、毎年のローン支払利息額を上回っていることも会計検査院から指摘されていました。

こういった社会環境の変化等に対応するために、令和4年度改正で、控除率、控除期間、借入限度額といった主要項目の改正が行われました。

1. 控除率

0.7%に縮減されます（改正前：1.0%）。

2. 控除期間

住宅市場が冷え込まないように配慮され、新築住宅は13年に延長、中古住宅は10年に据置されます。

3. 借入限度額

住宅ローン控除制度の適用期限を4年間延長（令和7年12月31日まで）することとし、カーボンニュートラルの実現の観点から、まず「新築住宅、買取再販住宅」と「買取再販住宅以外の中古住宅」に区分し、新築住宅及びリフォームにより良質化した上で販売する「買取再販住宅」においては、「認定住宅」「ZEH水準省エネ住宅」「省エネ基準適合住宅」に区分され、借入限度額の上乗せ措置が創設されました（借入限度額を区分する基準が「消費税率（8%、10%）」から「住宅の種類（省エネ性能等）」に変わりました）。

	住宅の種類	入居年	借入限度額	控除率	控除期間
新築等の場合	認定住宅	R4・5年	5000万円	0.7%	13年
		R6・7年	4500万円		
	ZEH水準省エネ住宅	R4・5年	4500万円		
		R6・7年	3500万円		
	省エネ基準適合住宅	R4・5年	4000万円		13年
		R6・7年	3000万円		
	その他住宅	R4・5年	3000万円		10年
中古	令和5年末までの建築確認	R6・7年	2000万円		
	認定住宅等	R4~7年	3000万円		10年
	その他の住宅	R4~7年	2000万円		

- ・省エネ基準が高くなるほど借入限度額が大きくなります。
- ・令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅については、省エネ基準への適合が要件とされます。省エネ基準を満たさない場合は住宅ローン控除を受けられません。
- ・中古住宅の要件は築年数要件が廃止され、昭和57年1月1日以降に建築された家屋が要件（省エネ基準は関係なし）とされます。
- ・中古住宅の場合は環境性能によって細かく設定される区分はなく、「認定住宅」「ZEH水準省エネ住宅」「省エネ基準適合住宅」をまとめて「認定住宅等」として、同じ3,000万円の借入限度額になります。

4. 所得要件

適用対象者の所得要件について、合計所得金額2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）に引き下げられました。

5. 床面積（下限）基準の緩和

令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅において、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡に緩和されます（それ以外の場合は50㎡以上が対象）。

6. 個人住民税における住宅ローン控除

住民税から差し引ける金額の上限が課税総所得金額の5%（最高9.75万円）に引き下げられました（課税総所得金額が195万円超の人は9.75万円）。

7. 住宅ローン控除に係る申告手続きの見直し

確定申告または年末調整で住宅ローン控除の適用を受けるためには、納税者は申告の際、銀行等から交付された住宅ローンに係る「年末残高証明書」を提出等しなければならないこととされていました。この住宅ローンに係る「年末残高証明書」について、その提出等が不要とされ、税務署に提出する「住宅ローン控除申告書」だけを提出するように手続きが効率化されます。金融機関は、年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出することとなります。

税務署では銀行から送られてくる年末残高の情報をもとに、1年目は初年度確定申告の年末残高の確認を行い、2年目以降は年末調整や確定申告に年末残高が記載された控除証明書を毎年納税者に交付します。

この改正は令和5年入居分から適用されます。

8. 適用関係

上記の改正は、住宅の取得等をして、令和4年1月1日以後に居住の用に供する場合について適用されます（上記「7. 住宅ローン控除に係る申告手続きの見直し」を除く）。

9. 最後に

すでに住宅ローン控除の適用を受けている方は、制度改正の影響はありません。控除率もこれまで通りの1%が適用できます。

住宅ローン控除の減税額はこれまでは拡大傾向でしたが、今回は縮小されています。

このような状況のなか、住宅購入時には環境性能等を意識することになりそうです。最大限の適用を受けられるように準備したいものです。

日本経営グループ 日本経営ウィル税理士法人

TEL 06-6868-1069（担当：座間）

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、
企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援 など

隣接士業紹介 日本経営ウィル税理士法人

日本経営ウィル税理士法人は、昭和42年の菱村総合税務会計事務所の創業が原点となります。創業当初から資産家の相続対策・資産税を得意とするサービス展開をしてきましたが、その後、医療・介護福祉業界、企業などにも業種展開し、現在は、税務会計顧問はもちろん、税務コンサルティング、財務コンサルティング、事業承継コンサルティングなど、税務・会計・財産のプロフェッショナルとして総合的な業務を提供しています。

また、日本経営ウィル税理士法人は、日本経営グループのメンバーファームであり、日本経営グループは、コンサルティング業務を手掛ける株式会社日本経営、株式会社日本経営リスクマネジメント、コンプライアンス業務を手掛ける社会保険労務士法人日本経営、行政書士法人日本経営をはじめ、多数のプロフェッショナル法人から構成されています。

2020年には大阪梅田と東京品川に「相続サロン REXIED」を開業し、日本経営ウィル税理士法人を中心として、グループ内の士業法人等と連携し、相続税の申告や、相続税対策等を念頭に置いた遺言書作成などの業務を行っています。

梅ヶ枝中央法律事務所との関係は、今から20数年前に、創業者の菱村和彦が、梅ヶ枝中央法律事務所の創業者である山田弁護士と、とある昼食会でたまたま隣の席に座ったことをきっかけに始まりました。その後、関係性が深まる中で、現在は週に2回、当法人の事務所に梅ヶ枝中央法律事務所の弁護士の先生方に出向して頂き、自社グループや顧客の法務に関するご相談など、幅広いサポートを頂いています。

事業承継やM & Aなど、専門的な知見を有する事案について勉強会を共同で開催することもあります。当法人は税務の観点から、梅ヶ枝中央法律事務所は会社法や民法の観点から、それぞれ事例発表を行うなどしています。

日本経営グループにおいては、医療法人や社会福祉法人等の人事戦略の立案・実行コンサルティングなども行っていることから、コンサルティングの過程で労働法分野の知識が必要になることもあります。そのため、労働法の勉強会も定期的に開催するなど、相互に研鑽を積んできました。各分野の専門家がそれぞれの知見からお互いに学び合う場

を設けることで、各世代・現場レベルで関係性が構築されています。

日々の業務の中では、顧客からのご相談は時に急を要することもあり、無理なご相談をしてしまうこともありますが、柔軟で的確な助言に助けられたことも何度もあります。重要な局面では、あるいは念のためにというときにも、法的な観点も詰めて顧客を支援できることは、税務会計やコンサルティングに携わる者にとって、欠かせない品質となっています。私どもでは全く気づきもしないような指摘や助言を頂くこともあり、これからの経営の意思決定において、法務の持つ重要性はますます増すことと思います。

私ども税務・会計に携わる者の使命は、事業が成長し継続することにあると考えています。そのためには、環境変化に合わせて事業の構造・利益構造は常に再構築しなければならないでしょうし、適正な納税プランも考えなければなりません。ときに人事労務の問題に直面したり、海外進出などを検討されることもあるでしょう。何より、事業承継・M & A・相続は、経営者にとって避けられない最大の経営課題です。各分野の専門家が、志を同じくして連携することで、初めて構築できるスキームがあるのも事実です。

私たちの創業の初心は、顧客が成長され大きくなっていく中で、私たち自身も同じように事業化し、組織化し、同じような課題を乗り越え、顧客の課題の受け皿になりたい、そのために、専門家が心を一つにして役に立ちたい、という切望にあります。梅ヶ枝中央法律事務所とその志を一緒にしていると胸を張って言えるようなプロフェッショナルサービスをご提供していきたいと思います。



日本経営グループ 日本経営ウィル税理士法人
HP: <http://www.nkgr.co.jp>
大阪本社 大阪府豊中市寺内 2-13-3 日本経営ビル
TEL 06-6865-0331（代）
大阪事務所 大阪府豊中市寺内 2-4-1 緑地駅ビル
TEL 06-6868-1174（代）
東京事務所 東京都品川区東品川 2-2-20 天王洲オ・ジャズK1A22F
TEL 03-5781-0760（代）

研修費用の返還請求と労働基準法16条 東京地方裁判所令和3年12月2日付判決



弁護士 松久 僚成

1. ポイント

使用者が負担した研修費用について、労働者が一定期間内に退職した場合に労働者にその返還債務を負わせる旨の消費貸借契約が労働基準法（以下「労基法」という。）16条に違反するか否かは、同研修が業務性を有しその費用を使用者が負担すべきものであるか、消費貸借契約に係る合意が労働者の自由意思を不当に拘束し労働関係の継続を強要するものか否かといった実質的な見地から個別、具体的に判断すべきである。

2. 事案の概要

行政執行法人であるXは、その職員であったYを長期派遣研修制度によりアメリカに派遣することとした。かかる研修に要する費用はXが負担することとなっていたが、Yが研修終了から5年を経過する前に自己都合により退職した場合には、研修費用の全額又は一部をXに返還することとされ、Yは、その旨約束した誓約書に署名押印し、Xに提出していた。

ところが、Yは、研修終了後、5年を経過する前にXを自己都合退職した。そこで、Xは、上記誓約書によって研修費用等の全部又は一部をXに返還する旨の条件付き金銭消費貸借契約（以下「本件消費貸借契約」という。）が成立していたとして、Yに対し、研修費用等の支払を求めた。

労基法16条は、「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。」と規定しているため、本件消費貸借契約が同条に違反し、無効となるかが争点となった。

3. 判旨

(1) 「労基法16条は、…労働者の自由意思を不当に拘束して労働関係の継続を強要することを禁止した規定であるから、使用者である原告（注：X）が負担した本件研修費用について、労働者である被告（注：Y）が一定期間内に退職した場合に被告にその返還債務を負わせる旨の本件消費貸借契約が「労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約」に当たるものとして同条に違反するか否かも、同契約の前提となる本件研修制度の実態等を考慮し、本件研修が業務性を有しその費用を原告が負担すべきものであるか、本件消費貸借契約に係る合意が労働者である被告の自由意思を不当に拘束し労働関係の継続を強要するものか否かといった実質的な見地から個別、具体的に判断すべきものと解すべきである。」

(2) 「本件研修は、派遣先や研修内容の決定について原告側の意向が相当程度反映されており、本件研修を通じて得られた知見や人脈は本件研修終了後の原告における業務に生かし得るものであった一方で、原告や関係省庁以外の職場での有用性は限定的なものであったといえ、一般的な留学とは性質を異にする部分が少なくなかったものと認められる。他方、…原告の…職員らは、被告に対し、頻繁な調査依頼を行うなどし、被告も、これに対応していたが、これらの調査は、原告…にとってみれば、その本来業務にほかならないというべきである。このようにみれば、本件研修は、主として原告の業務として実施されたものと評価するのが相当であり、そうであれば、本件研修費用も本来的に使用者である原告において負担すべきものとなるところ、本件消費貸借契約は、本件研修の終了後5年以内に被告が原告を自己都合退職した場合に本来原告において負担すべき本件研修費用の全部又は一部の返還債務を被告に負わせること

で被告に一定期間の原告への勤務継続を約束させるという実質を有するものであり、労働者である被告の自由な退職意思を不当に拘束して労働関係の継続を強要するものといわざるを得ないから、労基法16条に違反し無効と解するのが相当である。」

4. 解説

(1) 使用者の費用負担のもと、従業員に会社外部での研修や海外留学（以下あわせて「研修等」といいます。）をさせる企業においては、当該従業員が研修等の直後に退職した場合に、研修等に要した費用の返還を義務付けていることは珍しくありません。しかしながら、研修等の費用の返還を求めることは、労基法16条に違反する可能性があります。

労基法16条は、直接的には、研修等の費用の返還を求めることを禁止する条文ではありません。しかしながら、同条は、金銭の支払義務を負わせることによって使用者が労働者に労働関係の継続を強要することを防ぐことを目的としています。そのため、「退職するならば研修等の費用を返還しなさい」という取決めは、研修等の費用を返還しなければ退職することができない（＝労働関係を継続せざるを得ない）ということにもなりかねず、同条に違反しないかが問題となるのです。

(2) 本判決も、労基法16条の趣旨については同様に解したうえで、同条に違反するか否かについては、「本件研修が業務性を有しその費用を原告が負担すべきものであるか、本件消費貸借契約に係る合意が労働者である被告の自由意思を不当に拘束し労働関係の継続を強要するものか否かといった実質的な見地から個別、具体的に判断すべき」であるとししました（上記3(1)）。

このように、研修等の業務性を中心に、同条違反について判断することが裁判の主流となっています。つまり、①研修等について、会社の業務としての色合いが強いのであれば、研修等の費用の返還を求めることは、本来会社が負担すべき費用を労働者に負担させるものであって、労働関係の継続を強制するものといえ、同条に違反すること

になります。逆に、②専ら労働者個人のスキルアップのためなど、労働者個人の利益性が強いのであれば、その費用は本来的に労働者が負担すべきであって、その返還を求めても労働関係を強制することにはならないと判断される傾向にあります。

そして、この業務性については、研修等が任意のものか、研修先等について労働者に選択の余地があるか、研修等の内容と業務に関連性があるか、研修等によって得られる経験が労働者個人にとってどれだけ価値があるかなどの点から判断されます。例えば、研修等への参加が義務付けられており、会社が決めた研修先において、会社の業務と関連する作業をしていたのであれば業務性が認められやすくなります。

また、業務性に加えて、返還義務の免除が認められるまでに必要な就労期間の長さや負担させられる費用の金額なども考慮されます。例えば、退職する場合に返還すべき金額があまりに高額であると、退職できないため、同条に違反していると判断されやすくなります。

本判決は、派遣先等についてXの意向が相当程度反映されていたこと、本件研修を通じて得られた知見や人脈はX以外では生かし難かったこと、Yが研修先でもXの業務に従事していたことなどから、本件研修は、主としてXの業務として実施されたものと評価するのが相当である（上記①のケース）として、労基法16条に違反していると判断しました。

(3) なお、本判決にもあるとおり、労働関係を強制するか否かは実質的に判断されます。研修等の費用の返還について、その費用を労働者に貸し付けたものと整理し、退職した場合に返還するという消費貸借契約の形式をとっているケースもありますが、「貸付であれば違約金ではないため労基法16条に違反しない」とは一概には言えません。

本判決も、XとYとの間での研修費用の返還合意について、金銭消費貸借契約であると認定しながらも、同条違反を認めています。研修等の費用の返還を義務付けるにあたっては、契約の名称にとらわれず、上記の観点から、実質的に労働関係の継続を強制することにならないか、ご検討ください。

今回は、私の専門である「糖尿病」を取り上げたいと思います。

糖尿病は高血糖が問題である疾患ですが、高血糖により糖分が尿に排泄されるため、古「糖尿病」とよばれてきました。長期間持続する高血糖の結果、眼や腎臓、末梢神経などが害され、動脈硬化も進行する（老化が進むとも考えられます）ことが問題となります。

血糖は、すい臓から分泌されるインスリンにより、健康人では、空腹時に60-100mg/dℓ、食後でも150mg/dℓ以下に保たれています。血糖が180-200mg/dℓ以上になると、腎臓から糖分があふれ出て尿糖が認められるようになりますので、食後でも尿糖が認められるのは異常です。症状として、のどが渇く、多尿、体重減少などがありますが、軽症では症状が無いことが多く、合併症が進行するまで、放置状態となることが多い病気ですので御注意ください。

また、HbA1c（ヘモグロビン・エーワンシーと呼ばれます。グリコ（糖化）ヘモグロビンとも言われます）という指標を御存じでしょうか？

これは血糖の平均値を示す指標ですが、過去1-2か月間の平均血

糖と最も良く合致します。赤血球成分であるヘモグロビンに、どれだけ糖分が付着したのがあるかとの指標です。施設により多少異なりますが、正常値は4.6-5.9%です。

6-6.4%は糖尿病予備軍、6.5%以上は糖尿病と大まかに考えることが出来ます。また7%未満では糖尿病特有の合併症は殆ど進行しないとされています。

適正な食事、運動を基本に、年齢、合併症などを考慮して目標値を定め、低血糖を出来るだけ避けながら、最適な治療を組み合わせて（例えばインスリン注射と経口血糖降下剤など）、治療するのが一般的です。

繰り返しますが、糖尿病は症状だけでは診断が難しい病気です。是非、年に一回は検診を受けて頂き、血糖、HbA1cをチェックしてください。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。
ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談

consul@umegae.gr.jp

弁護士法人

梅ヶ枝中央法律事務所

□ 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号
〒530-0047 梅田プラザビル4階
TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074

□ 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302
TEL 03(5408)6737 FAX 03(5408)6738

□ 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町480番地
〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002号室
TEL 075(353)5375 FAX 075(353)5374
e-mail: office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

題 字：藤尾 政弘

表紙写真撮影者：山田 庸男

表紙写真撮影場所：高知県東洋町・白浜海岸

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp
林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp
中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp
西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp
三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp
大森 剛
omori@umegae.gr.jp
越知 覚子
ochi@umegae.gr.jp
松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp
氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp
岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp
森 瑛史
mori@umegae.gr.jp
日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp
柴田 大樹
shibata@umegae.gr.jp
杉野 龍太
sugino@umegae.gr.jp
久井 大輝
hisai@umegae.gr.jp
深谷 祐
fukaya@umegae.gr.jp

渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp
大東 恭治
ohigashi@umegae.gr.jp
二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp
増田 広充
masuda@umegae.gr.jp
細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp
河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp
松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp
林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp
犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp
渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp
甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp
戀田 剛
koida@umegae.gr.jp
松久 僚成
matsuhisa@umegae.gr.jp
才木 晴幹
saiki@umegae.gr.jp
辻 映穂
tsuji@umegae.gr.jp
森田 啓正
morita@umegae.gr.jp

公益財団法人 きずな育英基金

TEL 06-6364-2802 <https://www.kizuna-umegae.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所内

振込口座

□ 三菱UFJ銀行	大阪中央支店	普通預金 0175756	財) きずな育英基金	ざい) きずないくいききん
□ 池田泉州銀行	堂島支店	普通預金 106036	財) きずな育英基金	ざい) きずないくいききん
□ ゆうちょ銀行	四一八支店	普通預金 4878695	財) きずな育英基金	ざい) きずないくいききん